

【平成 29 年度の対象用途規模】

1	病院、診療所（患者の収容施設があるものに限る。）、 児童福祉施設等 ※ 共同住宅及び寄宿舎（サービス付き高齢者向け住宅及び認知症高齢者グループホーム又は障害者グループホームに限る）	左の用途に供する部分の床面積が、次のいずれかに該当するもの ① 地階の部分で100㎡を超えるもの ② 3階以上の部分で100㎡を超えるもの ③ 建物全体で300㎡を超えるもの ④ 2階の部分で300㎡以上のもの
2	ホテル、旅館	
3	事務所 その他これに類するもの	左の用途に供する部分の床面積が、建物全体で1,000㎡を超え、かつ、その用途に供する部分の「地上階数+地下階数」が5以上であるもの

※ 「児童福祉施設等」とは 児童福祉施設、助産所、身体障害者社会参加支援施設（補装具製作施設及び視聴覚障害者情報提供施設を除く。）、保護施設（医療保護施設を除く。）、婦人保護施設、老人福祉施設、有料老人ホーム、母子保健施設、障害者支援施設、地域活動センター、福祉ホーム又は障害福祉サービス事業（生活介護、自立訓練、就労移行支援又は就労継続支援を行う事業に限る。）で、そのうち要援護者の収容施設のあるものを対象とします。